

工業用水道料金の計算例

令和6年4月1日 改定

基本料金単価	超過料金単価
21円/㎡	63円/㎡

メーター貸付料金	
100mm以下	7,000円/月
125mm	7,500円/月
150mm以上	8,000円/月

※100mm以下の口径で30日使用した場合

(単位：円)

	月間使用水量 (㎡)			契約日量 (㎡)	使用日数 (日)	料 金			メーター貸付料金	消費税額 (税率10%)	料金合計 (税込)
	基本使用水量分	超過使用水量分	計			基本料金	超過料金	計			
	A	B	A+B			E (C×D×21円)	F (B×63円)	G (E+F)			
例1	100	0	100	100	30	63,000	0	63,000	7,000	7,000	77,000
例2	3,000	0	3,000	100	30	63,000	0	63,000	7,000	7,000	77,000
例3	3,000	2,000	5,000	100	30	63,000	126,000	189,000	7,000	19,600	215,600
例4	4,000	1,000	5,000	500	30	315,000	63,000	378,000	7,000	38,500	423,500
例5	10,000	5,000	15,000	500	30	315,000	315,000	630,000	7,000	63,700	700,700

【基本使用水量】 1日あたりの使用水量

本市の工業用水道は責任使用水量制を採用しており、基本使用水量の全部又は一部を使用しなかった場合であっても、基本使用水量を使用したものとみなします。

【超過使用水量】 各時間において基本使用水量の1/24を超えて使用した水量

【基本料金】 基本料金単価に当月分の基本使用水量の合計を乗じて得た額

【超過料金】 超過料金単価に当月分の超過使用水量の合計を乗じて得た額

参考：上水道で口径100mmのメーターを設置した場合の料金

1か月の使用量 (㎡)	料金 (円) 税込
100	75,790
250	96,140
500	131,890
1,000	203,390
5,000	775,390

工業用水道は供給区域が限定されています。

工業用目的以外の使用はできません。

また、設置時には配管工事等の費用をご負担いただきます。

詳しくは、上下水道課までご相談ください。

担当 越前市上下水道課 TEL：0778-22-7918/FAX：0778-25-4666